

安全への取り組みについて

【救命設備の設置状況】

救命胴衣 大人用 104着 小人用 11着 幼児用 3着

救命いかだ又は浮器 5器

救命浮環 4個

【緊急時の通信手段】

船舶無線

携帯電話（当社運航の離島航路は携帯電話通話可能範囲内です）

【損害賠償保険に関する内容】

一般社団法人 日本旅客船協会 船客傷害賠償責任保険加入済

支払限度額 1名あたり 1億円

保険加入期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

【船舶検査の受検状況】

船舶安全法第9条1項の規定により令和3年7月8日に東北運輸局石巻海事事務所より船舶検査証書の交付を受ける。有効期間は令和8年7月20日まで、毎年の中間検査（直近：令和6年8月27日～令和6年9月9日）と5年に1回の定期検査を受検している。

【自主的な取り組み】

発航前点検簿に基づいた運航前点検

船内の消毒、運航前のアルコールチェック及び体温チェック

- 1 1月 津波防災訓練実施
- 1 1月 乗組員研修受講
- 2 2月 原子力運輸関係者研修受講
- 2 2月 原子力防災訓練実施
- 2 2月 安全統括、運航管理者研修受講